

令和2年度 第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 次第
(書面開催)

議 題

資料番号

(1) 令和元年度 歳入歳出決算について **【承認事項】** 資料1

令和元年度歳入歳出決算について、2名の監査役員のうち、1名から承認、1名から不承認の決算報告を受けています。不承認の理由については、資料中の通帳における「令和元年5月23日支出について、事業計画である平成31年度(令和元年度)歳入歳出予算として計上されていない」とのご指摘でした。当協議会の委員出席報償費は年度の協議会がすべて終了してからご請求をいただき、支払いをしており、5月23日の支出はこの委員出席報償費(報償費51,000円と旅費14,000円)と町への戻入金(46,000円)です。なお、この件については、前年度(平成30年度)監査において問題がないとの決算報告を受けていることを申し添えます。本決算のご承認について伺います。

(2) へのバスの利用状況について **【報告事項】** 資料2

令和元年度分までの利用実績についての報告です。令和2年2月までは順調に利用が伸びていましたが、3月からは感染症の影響で利用者が減少し、参考として掲載した4月・5月では例年の半分程度まで減少しています。

(3) へのバスの利用促進策と今後の検討について **【承認事項】** 資料3

感染症流行の影響があるため、当面の間、利用促進策の展開を延期したいと考えています。本計画のご承認について伺います。

(4) へのバスの安全対策補助の実施について **【承認事項】** 資料4

コミュニティバスの継続的な安全確保策を運行事業者に実施していただくため、安全対策に係る費用の補助を計画しています。本計画のご承認について伺います。

(5) 二宮町生活交通確保維持改善計画(案)について **【承認事項】** 資料5

コミュニティバスは国のフィーダー系の補助金を活用しています。本年度の申請にあたり、計画のご承認について伺います。(昨年度からは計画の実績値と会議実績のみ変更)

(6) デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について **【承認事項】** 資料6

本年度もデマンドタクシーを休止するため、休止期間の延長の証明を発行いたします。資料のとおり協議会として発行してよろしいか、ご承認について伺います。

(7) 二宮町地域公共交通アンケート調査について **【承認事項】** 資料7

前年度から協議させていただいている標記アンケートについて、資料の内容で実施してよろしいか伺います。なお、実施時期については、感染症の流行状況を見ながら、夏から秋にかけて実施したいと考えています。内容及び実施時期についてのご承認について伺います。

(8) 委員の変更に伴う役員の変更について **【報告事項】** 資料8

当協議会設置要綱第3条第2項1号に定める委員(副町長)の退任に伴い、後任として町政策総務部の政策担当部長が就任し、副会長の役職も併せて引き継ぎます。

その他議題に関連しない資料

・『二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱』

令和元年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書

1) 歳入

(単位：円)

款項目	予算額	決算額	増減	説明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	国庫補助金
2 負担金	148,000	148,000	0	
1 負担金	148,000	148,000	0	
1 負担金	148,000	148,000	0	二宮町より
3 繰越金	662	666	4	
1 繰越金	662	666	4	
1 繰越金	662	666	4	前年度繰越金
4 雑収入	338	0	△ 338	
1 雑収入	338	0	△ 338	
1 雑収入	338	0	△ 338	利子等
合計	149,000	148,666	△ 334	

2) 歳出

(単位：円)

款項目	予算額	決算額	不用額	説明
1 運営費	111,000	111,000	0	
1 事務費	111,000	111,000	0	
1 事務費	111,000	111,000	0	1. 委員出席報償費 (会議3回開催 72,000円) 2. 振込手数料 550円 3. 町への戻入金 38,450円
2 事業費	37,000	37,000	0	
1 事業費	37,000	37,000	0	
1 事業費	37,000	37,000	0	1. コミバス回数券 30,000円 2. 町への戻入金 7,000円
3 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
合計	149,000	148,000	1,000	

歳入合計148,666円-歳出合計148,000円=差引残額666円は、次年度へ繰り越します。

会計監査報告書


二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和元年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和2年 6月 19日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 二宮町地区長連絡協議会

釜野地区長

阿部正昭 

会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和元年度歳入歳出決算について監査をした結果、令和元年5月23日の111,000円の支出については、事業計画である平成31年度(令和元年度)歳入歳出予算として計上されていないことから、適正なものとは確認できないため、不承認とします。

令和2年 6月 18日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 神奈川県県土整備局 都市部 交通企画課

副課長 山際 健一





	年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
1	30- 9- 9	繰越			¥111,666*
2	1- 5-23		46,000		¥65,666*
3	1- 5-23		14,000		¥51,666*
4	1- 5-23		51,000		¥666*
5 D	1- 7-17	振込入金* ニノミマカバカ		148,000	¥148,666*
6	1- 7-18		30,000	2. 雑費 221220 雑費	¥118,666*
7	2- 3-23		72,000	1. 通常費 報告費	¥46,666*
8	2- 3-23		18,000	1. 通常費 手数料 500	¥28,666*
9	2- 3-23		21,000	1. 通常費 戻入金 38,950	¥7,666*
10	2- 3-23		7,000	2. 雑費 戻入金	¥666*
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

1. 証券額をご入金のときは摘要欄に記号(振替、振込)と日付を印字します。払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
2. 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記録いたします。


会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、平成30年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。


令和元年 6月 10日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 神奈川県県土整備局 都市部 交通企画課

副課長 山際 健 

監事 二宮町地区長連絡協議会

釜野地区長 阿部正昭 

にの♡バスの利用状況

25年10月から再編

29年10月から再編

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大人	15,492	11,964	7,295	7,512	7,829	10,493	16,456	17,022
子ども	662	447	1,472	1,898	1,436	634	950	1,901
障がい者等	665	536	493	699	648	597	892	0
小計	16,819	12,947	9,260	10,109	9,913	11,724	18,298	18,923
運行日数	245	244	244	243	243	244	248	243
1日平均乗車数	69	53	38	42	41	48	74	78
運行経費	12,508,650	12,702,900	12,706,200	12,637,944	12,470,760	15,000,120	15,002,356	13,225,470
運賃収入	2,388,400	1,992,250	1,654,400	1,760,800	1,773,800	2,171,400	2,716,700	2,041,200
町負担額	10,120,250	10,710,650	11,051,800	10,877,144	10,696,960	12,828,720	12,285,656	11,184,270
1人の移動に係る町負担額	602	827	1,193	1,076	1,079	1,094	671	591

	割引手形購入等実績(H29年10月～)累計	H30年度	R1年度
二一ノ手形(6ヶ月)	28	12	7
二一ノ手形(12ヶ月)	17	5	6
ミーヤ手形(6ヶ月)	8	4	2
ミーヤ手形(12ヶ月)	63	22	25
二一ノ手形12ヶ月(免許返納分)	28	9	7
ミーヤ手形12ヶ月(免許返納分)	3	0	1
回数券(単位:冊)	532	204	211

●平成30年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	1,091	1,325	1,412	1,537	1,508	1,210	1,545	1,509	1,390	1,240	1,335	1,354	16,456	1,371
子ども	48	60	87	126	86	99	119	87	51	56	59	72	950	79
障がい者等	54	71	88	78	77	69	79	72	101	76	82	45	892	74
小計	1,193	1,456	1,587	1,741	1,671	1,378	1,743	1,668	1,542	1,372	1,476	1,471	18,298	1,525
運行日数	20	21	21	21	23	18	23	21	19	19	22	20	248	21
1日平均乗車数	60	69	76	83	73	77	76	79	81	72	67	74	74	-
運行経費	1,099,840	1,154,832	1,154,832	1,154,832	1,264,816	989,856	1,264,816	1,154,832	1,044,848	1,044,848	1,209,824	2,464,180	15,002,356	1,250,196
運賃収入	168,100	242,000	234,100	237,500	245,400	186,300	262,800	305,900	240,400	183,000	215,000	196,200	2,716,700	226,392
町負担額	931,740	912,832	920,732	917,332	1,019,416	803,556	1,002,016	848,932	804,448	861,848	994,824	2,267,980	12,285,656	1,023,805
1人の移動に係る町負担額	781	627	580	527	610	583	575	509	522	628	674	1,542	671	-

●令和元年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	1,396	1,317	1,470	1,585	1,445	1,459	1,591	1,343	1,526	1,267	1,412	1,211	17,022	1,419
子ども	94	76	90	89	56	85	114	105	85	86	85	16	981	82
障がい者等	76	78	74	90	64	88	82	83	84	66	51	84	920	77
小計	1,566	1,471	1,634	1,764	1,565	1,632	1,787	1,531	1,695	1,419	1,548	1,311	18,923	1,577
運行日数	20	19	20	22	21	19	22	20	20	19	20	21	243	20
1日平均乗車数	78	77	82	80	75	86	81	77	85	75	77	62	78	-
運行経費	1,075,120	1,021,364	1,075,120	1,182,632	1,128,876	1,021,364	1,204,522	1,095,020	1,095,020	1,040,269	1,136,196	541,867	12,617,370	1,051,448
運賃収入	196,400	199,600	250,700	265,700	240,500	219,600	228,100	234,800	269,600	197,100	214,600	210,500	2,727,200	227,267
町負担額	878,720	821,764	824,420	916,932	888,376	801,764	976,422	860,220	825,420	843,169	921,596	331,367	9,890,170	824,181
1人の移動に係る町負担額	561	559	505	520	568	491	546	562	487	594	595	253	523	-

●令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	837	790											1,627	136
子ども	99	67											166	14
障がい者等													0	0
小計	936	857	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,793	149
運行日数			22	21	20	20	22	19	20	19	20	21	243	20
1日平均乗車数			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	-
運行経費			1,293,446	1,234,653	1,175,860	1,175,860	1,293,446	1,117,067	1,175,860	1,117,067	1,058,274	1,352,340	14,286,800	1,190,567
運賃収入													0	0
町負担額			1,293,446	1,234,653	1,175,860	1,175,860	1,293,446	1,117,067	1,175,860	1,117,067	1,058,274	1,352,340	14,286,800	1,190,567
1人の移動に係る町負担額	1,319	1,235	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	7,968	-

※参考値
子ども・障がい者の内
訳や運賃収入は今後
ご報告します。

にの♡バスの利用促進策と今後の検討

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取り組みの延期について

新型コロナウイルスは神奈川県でも感染者数が増えており、神奈川県として神奈川アラートを発出している現在において、特に子どもや高齢者を対象とした利用促進策を展開することは、慎重を期するべきであると町として考えています。

このことから、利用促進策は昨年度中の協議会で協議いただいた下記の内容での取り組みを準備しておりますが、実施時期は今後の感染症の収束を見極め、関係者との協議を経て実施していきます。

なお、利用促進策の実施費用として町から負担金が出ていますので、実施を見据えて回数券は先に購入して、いつでも実施できる準備を整えておきたいと考えています。

具体的な利用促進策

- ①高齢者を対象とした買い物お試し乗車
- ②幼稚園児・保育園児を対象とした乗車練習
- ③幼稚園児・保育園児による絵画等の車内展示

2. 今後の検討

○にの♡バスの運行ルートについて

- ・現在、分岐により運行本数が少ない百合が丘坂下ルートと山西小学校前ルートについて、一本化を含めたルート再編について検討します。具体的には夏から秋にかけて実施するアンケート結果や乗車実績などを基に、関係地区長と協議したいと考えています。

新型コロナウイルス感染症に対応した にの♡バスの安全対策補助の実施について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、現在町コミュニティバスは運行事業者である神奈川中央交通西（株）が独自に消毒等の安全確保策を実施しています。

今後も継続して消毒等の安全確保策を実施していただくため、国の臨時交付金を活用し、下記の補助を実施します。

1. 名称：(仮称) 新型コロナウイルス感染症対策経費支援金
2. 内容：消毒等の安全確保策に係る物品・人件費に係る 10 万円の支援金
3. 対象：運行事業者（神奈川中央交通西（株））
4. 時期：10 月ごろ（9 月の町議会における補正予算の承認をもって確定）

なお、町と神奈川中央交通西（株）との運行委託契約は、コミュニティバスの運行に係る必要経費から運賃収入を差し引いた額を町が支払うことになっているため、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者数の減少による影響はありません。

※9 月の町議会の議決によっては、内容・時期などが変更される場合があります。

令和 2 年 7 月 30 日
二宮町地域公共交通活性化協議会
会 長 梶 田 佳 孝

生活交通確保維持改善計画の名称
二宮町生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>二宮町は、JR 東海道本線の二宮駅を起点とし、国道 1 号と県道 71 号（秦野二宮線）を軸とした路線バスを中心に、タクシー、コミュニティバスにより構成される公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これらの公共交通機関網は、駅や大規模商店、病院などを利用する町民のうち、特に車を運転できない方の日常生活を維持する上で必要不可欠なものである。</p> <p>しかし、自家用車の普及と近年深刻化している人口減少により、利用者の減少や運転手の不足に起因した路線の縮小などが発生している。</p> <p>このような中、路線の縮小や地形的要因（急傾斜地）で発生した公共交通空白不便地域の生活の足を確保するため、平成 25 年度にコミュニティバスの再編を行ったうえデマンド型交通を導入した。</p> <p>しかし、デマンド型交通は、利用促進策を実施しても利用実績が目標値に程遠く及ばず、導入地域からもコミュニティバスの利用希望が多くなったため、平成 29 年 9 月末をもって休止とし、デマンド型交通を導入していた地域を含めコミュニティバスの再編を行った。</p> <p>コミュニティバスの再編に際し、町の交通計画に掲げる「誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けられることができる公共交通体系」となるため、停留所の設置箇所やルート、ダイヤを再設定したほか、町民がコミュニティバスを乗り支える仕組みや利用実績を把握できるシステムを導入した。</p> <p>今後、さらなる高齢化の到来が見込まれる中、高齢者による交通事故や孤立する高齢者等の発生を防ぐためにも、地域公共交通確保維持改善事業により地域公共交通の確保・維持し、いわゆる交通弱者の生活の足を確保していくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>【目標】</p> <p>○コミュニティバス乗車人数（実績 78 人/日） R1. 4～R2. 3 目標 令和 2 年 100 人/日 令和 3 年 100 人/日 令和 4 年 100 人/日</p> <p>○乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者（冊）（実績 259 人） R1. 4～R2. 3 目標 令和 2 年 310 人 令和 3 年 320 人 令和 4 年 320 人</p> <p>○外出が週 1 回未満の高齢者割合の減少（現状 6.3% 令和 2 年 3 月調査） 目標 令和 2 年～令和 4 年 5%未満（※町民アンケートより）</p>
(2) 事業の効果
<p>今後増大する高齢者を中心とする交通弱者やデマンド型交通を導入していた交通不便地域（山西地区及び富士見が丘・松根地区）の、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、他の公共交通機関と連携するため、交通結節点を中心とした運行をすることで、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域の活性化が期待できる。さらに、割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図る。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・バス停ごとの乗降データを活用し、実績に応じた利用促進策及びバス停・バスルートの改編を検討する。 (二宮町、地域住民) ・沿線の学校に利用促進を行う。(二宮町)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
二宮町は、運行事業者の運行経費から、運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
神奈川中央交通西株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>二宮町のコミュニティバスの車両は平成12年から路線バスとして運行していたものを、平成14年からコミュニティバスとして運行したもので、耐用年数を大幅に上回るため老朽化が著しく、山坂が多い二宮町の地域的特性を考慮すると故障や排気ガスの問題もあり、早急に更新する必要がある。</p> <p>また、「誰もが利用できる」交通手段とするため、高齢者や子育て世帯が利用しやすいノンステップ車両とする必要がある。</p>

<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>【目標】</p> <p>○コミュニティバス乗車人数 (実績 78人/日) R1.4~R2.3 目標 令和2年 100人/日 令和3年 100人/日 令和4年 100人/日</p> <p>○乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者(冊)(実績 259人) R1.4~R2.3 目標 令和2年 310人 令和3年 320人 令和4年 320人</p> <p>○外出が週1回未満の高齢者割合の減少 (現状 6.3% 令和2年3月調査) 目標 令和2年~令和4年 5%未満(※町民アンケートより)</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>ノンステップ車両の導入により、誰もが乗りやすく、使いやすいものとなり、特に高齢者や妊産婦、身体的障害がある方の利用が期待される。</p> <p>また、新規更新した車両に町のPRキャラクターを活用したラッピングをすることで、普段自家用車を使用しがちな子育て世帯にも関心をもってもらい、利用していただくことで、環境面においても効果が期待できる。</p> <p>なお、これまで把握が困難であったバス停ごとの乗降データが集計できる機材を導入することで、利用実績に応じた運行の見直しを定期的に行い、利便性を向上させていく。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>別添の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱表6</p> <p>なお、二宮町は運行事業者の車両取得に要する費用の内、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>20. 協議会の開催状況と主な議論</p>

平成 23 年 8 月 4 日	協議会設立・事業内容についての協議
平成 24 年 1 月 18 日	ワークショップ、地域公共交通計画の協議
平成 24 年 2 月 21 日	地域公共交通における目標・基本方針の決定
平成 24 年 6 月 28 日	二宮町における地域公共交通施策の協議
平成 24 年 10 月 24 日	地域公共交通計画施策の検討、モビリティ・マネジメントの実施協議
平成 24 年 12 月 18 日	二宮町地域公共交通計画素案の検討
平成 25 年 2 月 22 日	二宮町地域公共交通計画（案）、生活交通ネットワーク計画（案）の協議
平成 25 年 6 月 26 日	生活交通ネットワーク計画の協議
平成 25 年 8 月 28 日	デマンドタクシーの運行、コミュニティバスの再編の協議
平成 26 年 3 月 28 日	デマンドタクシー・コミュニティバスの運行状況報告
平成 26 年 6 月 26 日	生活交通ネットワーク計画の協議
平成 27 年 2 月 19 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況等の報告
平成 27 年 6 月 22 日	生活交通確保維持改善計画の協議
平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 28 年 3 月 28 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況の報告
平成 28 年 6 月 30 日	生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
平成 28 年 7 月 21 日	コミュニティバス及びデマンドタクシーの見直し方向性の協議
平成 28 年 12 月 21 日	デマンドタクシーの休止及びコミュニティバス再編の協議
平成 29 年 1 月 24 日	平成 28 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 29 年 3 月 9 日	コミュニティバス運行ルート・時刻表、乗り支える仕組み導入の協議
平成 29 年 5 月 19 日	コミュニティバス運行計画、二宮町地域公共交通計画の協議
平成 29 年 6 月 28 日	コミュニティバス運行計画の修正協議（書面協議）
平成 29 年 8 月 31 日	生活交通確保維持改善計画の協議
平成 30 年 1 月 31 日	平成 29 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 30 年 2 月 15 日	二宮町地域公共交通計画（中期施策）、バスの愛称の協議
平成 30 年 6 月 14 日	コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
平成 31 年 1 月 23 日	平成 30 年度事業評価の協議
令和元年 6 月 17 日	コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
令和元年 11 月 18 日	地域公共交通計画（後期施策）、交通実態調査アンケートの協議
令和 2 年 1 月 29 日	令和元年度事業評価の協議
令和 2 年 7 月 27 日～30 日	（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催）

21. 利用者等の意見の反映状況

平成 23 年度	・町民アンケート調査（9 月）・町民ワークショップ（11 月～12 月）
平成 24 年度	・地区別懇談会及び地区別アンケート（6～9 月） ・二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント（11 月～2 月） ・町民意見募集（1～2 月）
平成 25 年度	・地区説明会（5 月・9 月）・地区役員との意見交換会（随時）
平成 26 年度	・地区役員との意見交換会（随時）・モビリティ・マネジメント（10 月）
平成 27 年度	・地区役員との意見交換会（随時） ・コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査（2 月）
平成 28 年度	・地区役員との意見交換会（随時）・見直しに向けた意見交換会（9 月・11 月） ・コミュニティバス運行ルート（案）及び時刻表（案）に対する意見募集（12 月～1 月）
平成 29 年度	・地区役員との意見交換会（随時）
平成 30 年度	・地区役員との意見交換会（随時）
令和元年度	・コミュニティバス車内における利用者アンケート（8 月）

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	神奈川県（県土整備局都市部交通企画課）
関係市区町村	二宮町（政策総務部）
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川中央交通株式会社 相模中央交通株式会社 JR 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 一般社団法人神奈川県バス協会 一般社団法人神奈川県タクシー協会 神奈川県大磯警察署 神奈川県平塚土木事務所 二宮町（都市部）
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	学識経験者（東海大学教授） 神奈川県交通運輸産業労働組合 二宮町地区長連絡協議会 二宮町PTA連絡協議会 二宮町ゆめクラブ連合会 一般公募町民 二宮町（健康福祉部）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県中郡二宮町二宮 9 6 1

（所 属）二宮町政策総務部企画政策課（協議会事務局）

（氏 名）竹内伸介・萩原雄生

（電 話）0463-71-3311 内線 357

（e-mail）kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和2年7月30日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
 - ・別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
 - ・別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ・別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件
 - ・平成29年9月30日（土）をもって休止とする。
期間：平成29年10月1日（日）から平成30年9月30日（日）
 - ・休止期間を延長する。
期間：平成30年10月1日（月）から令和元年9月30日（月）
期間：令和元年10月1日（火）から令和2年9月30日（水）
期間：令和2年10月1日（木）から令和3年9月30日（木）

令和2年7月30日

二宮町地域公共交通活性化協議会

会長 梶田佳孝

デマンドタクシーの運行の休止について（案）

① 運行区域及び乗降場所

- ・変更なし

② 運賃

- ・利用者運賃（1回乗車する時に1人が支払う額）400円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 300円
3人乗車 250円 4人乗車 200円とする。※未就学児は無料

追加項目①（往復利用割引）

- ・往復運賃（往路・復路合わせて2回乗車する時に1人が支払う額）700円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 500円
3人乗車 400円 4人乗車 300円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

追加項目②（乗合利用促進キャンペーン）

- ・1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 250円
3人乗車 200円 4人乗車 150円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

③ 運行委託事業者

- ・委託事業者 神奈中タクシー（株）

※運行事業費（1運行にかかる委託経費）

- ・ A地区（二宮駅・二宮町役場/町民センター・生涯学習センター） 1,230円
- ・ B地区（西友二宮店・マックスバリュ・町民温水プール） 1,650円

④ 運行時刻（出発時間）

9時（30）、10時（00/30）、11時（00/30）、12時（00/30）、13時（00/30）
14時（00/30）、15時（00/30）、16時（00/30）、17時（00） ※平日の運行

追加項目③（土日祝日運行）

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

⑤利用者の登録方法

- ・利用者は事前に利用登録を行う。(平成 27 年 10 月 1 日より開始)

⑥乗車する際の予約方法

- ・電話での予約(予約センターへ連絡をする。)
- ・登録者のみ利用可能。
- ・予約受付は乗車の前日まで、又は、乗車当日の9時から16時30分までとし、利用時刻の30分前までに予約をする。※9時30分発は前日までの予約とする。

⑦運行概要

(1) 旅客自動車運送事業の種類、態様

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)

(2) 使用する車両

- ・セダンタイプ(乗車定員:5名)
- ・使用台数 27台(※一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する。運行時はデマンドタクシーのステッカーを車両に貼る。)
- ・乗車定員11人未満の車両を使用する必要性
運行対象地域は、道路幅員が狭く、また丘陵地であるため、中型及び大型車両で運行することは困難であるため。

⑧運行開始を予定する日(道路運送法第4条を変更する日)

平成29年9月30日(土)をもって休止とする

(平成29年10月1日(日)から平成30年9月30日(日))

休止する期間の延長 ・平成30年10月1日(月)から令和元年9月30日(月)

・令和元年10月1日(火)から令和2年9月30日(水)

・令和2年10月1日(木)から令和3年9月30日(木)

「二宮町地域公共交通アンケート調査」について

平素より、町政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて二宮町では、平成 23 年 8 月より、町民と関係機関が一体となって町の公共交通について検討を行う『二宮町地域公共交通活性化協議会』を設置し、平成 25 年 3 月には『二宮町地域公共交通計画』を策定しました。この計画に基づき、本アンケートを行っております。

今後さらなる人口減少や高齢化に対応するために、住民の日常生活の外出状況や公共交通の利用状況、生活における課題などを把握し、5 年後、10 年後の未来を見据えた公共交通のあり方について町民の皆様の意見を伺うことを目的に、本アンケートを実施します。

調査の趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

- 対象者…令和 2 年●月●日現在の住民基本台帳から、満 18 歳以上の性別・年代を均等に、1,000 名の方を無作為に選ばせていただきました。
- 無記名です…ご回答いただいた内容は統計的に処理し、皆さまにご迷惑をおかけすることは一切ありません（お名前をご記入いただく必要はありません）。

令和 2 年●月

地域公共交通とは

地域公共交通とは、地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を訪問する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関を指します。

地域公共交通の充実とは、様々な人々に対して利用しやすい移動手段を提供することです。その結果、生活しやすいまち、高齢者や障がい者が外出しやすいまちが形成されることとなります。

しかし、車社会の普及や人口減少により、地域公共交通の利用者が減少し、民間の交通事業者の経営がなりたたなくなることで、路線バスなどの撤退につながっています。

過去のアンケートの概要

平成 28 年 1 月「平成 27 年度 公共交通利用意向アンケート」

デマンドタクシー（にのタク）の運行エリアとなっている富士見が丘 1～3 および松根地区は、自治会配布、自治会回収として全戸配布しました。

富士見が丘・松根地区 1,362 世帯配布、893 票回収

その他の地区では、800 世帯配布（無作為抽出）、441 票回収

最もよく利用されている交通手段は「クルマ（自分で運転）」であり、「クルマ（家族等の送迎）」を含めると 1043 人（82.5%）の方がよく利用すると回答しています。一方、「路線バス」は 382 人（30.2%）であり、マイカー依存の高さが伺えます。

平成 23 年 9 月「公共交通（鉄道・バス・タクシー等）に関する町民アンケート」

1000 世帯配布（無作為抽出）、448 世帯（905 票）回収

将来、高齢となった際の日常生活の移動に対して、「不安を感じている」と回答した人が 241 人でした。また、今後、歳をとり、身体が衰えたときの移動手段は、「公共交通を利用する」と回答した方が 240 人であり、4 割以上の方が、将来の移動手段に不安があり、公共交通に期待を持っているという結果でした。

【お問い合わせ先】：二宮町地域公共交通活性化協議会（二宮町政策総務部企画政策課）

電話 0463-71-3312 FAX0463-73-0134 E-mail kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

I 回答するご本人について

質問1 年齢について選択してください。(1つだけに○)

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代
6. 60～64歳 7. 65～69歳 8. 70～74歳 9. 75～79歳 10. 80歳以上

質問2 ご自宅の地区(1つだけに○)及び最寄りバス停までの距離について選択してください。

1. 一色 2. 緑が丘 3. 百合が丘1丁目 4. 百合が丘2丁目 5. 百合が丘3丁目
6. 中里 7. 元町北 8. 元町南 9. 富士見が丘1丁目 10. 富士見が丘2丁目
11. 富士見が丘3丁目 12. 松根 13. 上町 14. 中町 15. 下町 16. 梅沢
17. 越地 18. 茶屋 19. 釜野 20. 川匂

❖最寄りバス停まで自宅から歩いて約 分(□数字を記入)

質問3 自由に使える交通手段は何ですか。(複数可)

1. 自動車 2. バイク・原付 3. 自転車 4. ない 5. その他
()

質問4 免許の返納制度についてお伺いします。(1つに○)

1. 制度は知っているが、返納していない 2. すでに免許は返納している 3. 制度自体を知らない

質問5へ

質問6へ

質問5 質問4で1を選択した方に伺います。免許を返納しない理由は何ですか。(1つに○)

1. 返納を考えている(歳ごろの予定)
2. 買い物などの日常生活に支障をきたすため(通勤・通学などは除く)
3. 趣味の活動等が制限されるため 4. いざという時に運転ができないと不安のため
5. 問題なく運転できるため 6. その他
()

II 日常の外出について

質問6 「通勤・通学」「買い物・通院」「趣味・その他」の時のそれぞれの移動手段と外出頻度についてお伺いします。①～③の状況に応じ、外出頻度は、回答グループAの中から1つ、移動手段は、主に利用するものを回答グループBの中から1つ選んで、表に番号を記入してください。

	①「通勤・通学」の場合	②「買い物・通院」の場合	③「趣味・その他」の場合
外出頻度 (Aから選択)			
主な移動手段 (Bから選択)			

回答グループA (外出頻度) (1つ選択)

1. ほぼ毎日 (土日含む) 2. 平日は、ほぼ毎日 3. 週に3～4日 4. 週に1～2日
5. 1ヶ月に数日 6. 行かない

回答グループB (主な移動手段) (1つ選択)

1. 徒歩 (車椅子を含む) 2. 自転車 3. バイク・原付 4. タクシー 5. 自家用車
6. バス (コミュニティバスを除く) 7. コミュニティバス (この♥バス) 8. 鉄道
9. その他 ()

質問7 外出について困難だと思うことはありますか。(複数可)

1. 困難は感じていない
2. 身体的な理由で外出が困難な状況である (体力的にきつい・杖の使用・介助が必要など)
3. 自宅から鉄道駅やバス停留所までが遠いため
4. 利用できるバス停留所があっても運行本数が少ない・行き先が目的に合わない
5. 通常のタクシーやバス等を利用できるが、料金が高い 6. 外出する時間の余裕がない
7. その他 ()

質問8へ

質問9へ

質問8 質問7で1を選択した方にお伺いします。困難を感じていない理由は何ですか。(複数可)

1. 自分で自動車等を運転できるため 2. 家族等に送迎等をしてもらえるため
3. 外出時の公共交通で不便を感じることはないため 4. その他 ()

質問9 質問7で2～7を選択した方にお伺いします。どの程度、困難だと感じていますか。(1つに○)

1. 多少困っているが、外出はできている 2. 時々しか外出ができないほど困っている
3. 外出がほとんどできていないため、生活をする上でとても困難である
4. 全く外出ができていないため、他市町村に引っ越しを考えている
5. その他

()

Ⅲ 公共交通の利用頻度について

質問 10 二宮町コミュニティバス（にの♡バス）をご存じですか。（1つに○）

1. 知っている

2. 知らない

質問 11・12

質問 13 へ

質問 11 質問 10 で 1 を選択した方に伺います。二宮町コミュニティバス（にの♡バス）をどのくらい利用していますか。（1つに○）

1. ほぼ毎日

2. 週3～4日

3. 週1～2日

4. 月1～3日

5. 年1～10日

6. 利用なし

7. その他（ ）

質問 12 質問 10 で 1 を選択した方に伺います。二宮町コミュニティバス（にの♡バス）を利用するときの目的地はどこですか。（3つまで選択可）

1. 通勤・通学

2. 買い物・食事

3. 通院

4. 習い事や趣味

5. その他

（ ）

❖一番目に多い目的

❖二番目に多い目的

❖三番目に多い目的

Ⅳ 公共交通について

質問 13 あなたにとって公共交通は必要ですか？現在と5～10年後を想像してお答えください。（それぞれ1つに選択）

1. 必要

2. たまに必要

3. どちらとも言えない

4. ほとんど不要

5. 不要

❖現在

❖5～10年後

質問 14 あなたが重要と思う交通手段は何ですか？現在と5～10年後を想像してお答えください。（それぞれ2つまで）

1. 路線バス（コミュニティバスを除く）

2. コミュニティバス（にの♡バス）

3. バス以外の地域公共交通（タクシーやデマンド交通など）

4. 歩行（歩きやすい道路整備など）

5. 自転車（通行しやすい道路や駐輪場整備など）

6. マイカー（渋滞の解消など）

7. その他

（ ）

❖現在

❖5～10年後

質問 15 人口減少に伴い公共交通の利用者は減少しています。利用者が一定数いないと、路線バス等の公共交通の運行・維持が難しい状況で、廃止の可能性が高まりつつあることをご存じですか。（1つに○）

1. 知っている

2. 知らない

3. その他（ ）

質問 16 今後、公共交通の運行・維持のためにも、積極的に公共交通を利用しようと思いませんか。（1つに○）

1. 思わない

2. あまり思わない

3. まあ思う

4. 思う

質問 17 へ

4

質問 18 へ

質問 17 質問 16 で 1～2 を選択した理由は何ですか。

1. 車やバイクの方が便利だから
2. 将来、公共交通がなくても困らないと思うから
3. 自宅の近くに公共交通がない
4. 公共交通の乗り方がわからない
5. その他 ()

質問 18 二宮町では、町民の皆さんの生活の足を確保するため、路線バスの補完としてコミュニティバス（この♥バス）を運行しています。しかし、運行には年間約 1500 万円かかり、運賃収入を引いても約 1200 万円の税金を投入しています。今後の高齢化や人口減少に伴って、ニーズは高まっていくと考えられる一方、経費負担の観点から継続について見直す必要もあると考えています。今後のコミュニティバス等の運行について、それぞれの質問であなたの考えに最も近いものをそれぞれ 1 つ選び、○をつけてください。

①コミュニティバス（この♥バス）等の地域公共交通は、今後も運行するべきだと思いますか。（1 つに○）

1. 思う
2. まあ思う
3. あまり思わない
4. 思わない
5. その他 ()

②運行・維持にかかわる費用は、誰が負担するべきだと思いますか。（1 つのみ○）

1. 利用者のみ
2. 町が税金投入すべき
3. 利用者と町で負担
4. 利用料金で運行・維持できないならば、運行すべきではない
5. その他 ()

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。
公共交通（バス等）や本アンケートについて、ご意見などがありましたらお書きください。

委員の変更に伴う役員の変更について

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第 3 条第 2 項 1 号に定める「二宮町長又はその指名する者」として、二宮町副町長が委員として指名されておりましたが、本年 6 月 30 日をもって退任されたことに伴い、後任として二宮町政策総務部の政策担当部長が指名されました。

なお、副町長が担っていた当協議会の副会長の役職は、委員の交代に伴い、後任の政策担当部長が引継ぎます。

記

旧副会長

二宮町副町長 府川委員

新副会長

二宮町政策総務部 志賀委員

任期：令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
(前任の残任期間)

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。

3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

8 会議は原則として公開とする。

9 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項に関して必要な事項を処理するため、幹

事会をおく。

- 2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる
(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、政策総務部企画政策課に協議会の事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。
- 2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。